

平安時代前期・中期におけるキザキ制度の変遷

はじめに

伊藤 圭乃子

後宮政策はどの時代にも行われてきたことであるが、特に平安時代の政治史を考える上で、藤原氏等がとつた後宮政策の持つ意味は大きいと考えられる。この後宮政策の最終目的は天皇の外戚となり、権力を強化していくことにあるが、その過程における人内した女子の立后は当時の貴族達にとつても重要なものであつたと思われ。ところでこの「立后」の持つ意味は、平安時代を通じて変化しているのではないだろうか。平安時代の立後の諸事情を所生皇子の立太子との関係などから考察し、立後の持つ意味の変遷をとらえていきたいと思う。なお、考察の対象は、光仁後宮から後三条後宮までの二十三後宮とした。

一 立后の特徴

光仁後宮から後三条後宮までの二十三後宮には、光仁皇后井上内親王から後三条皇后馨子内親王まで、立后が二十三例見られる。これらをまとめたのが、表一である。この表から、以下の五つの特徴が指摘できる。

- ① 光仁後宮から淳和後宮までの立后者四名には、立后當時すでに所生皇子がある。
- ② 光仁後宮から淳和後宮までの立后者四名は、それ程大きな後見力を持たない。(男子出生者が複数いる場合は、後見力の大きな女子が立后している。)
- ③ 仁明後宮から宇多後宮までの六後宮は、皇后不在である。

- ④ 冷泉後宮から後三条後宮までの立后者十四名のうち十二名には、立后当時所生皇子がない。
 - ⑤ 冷泉後宮から後三条後宮までは、立后できる状態になり次第立后している。
 - ⑥ 冷泉後宮から後三条後宮までの立后者十四名のうち十三名は、立后当時大きな後見力を持つ。
- 以上より、光仁後宮から後三条後宮までの二十三後宮を次の五つの時期に大別し、考察を進めていきたいと思う。

第一期	第二期	第三期	第四期	第五期
光仁後宮、淳和後宮	仁明後宮、宇多後宮	醍醐後宮	朱雀、村上後宮	冷泉後宮、後三条後宮
特徴	男子出生者が立后・後見力小	立后者不在期	特別な事情による立后	立后できる状態になり次第立后・後見力大

二 立后に関する考察

〔一〕 第一期の立后に関する考察

第一期の立后は、光仁後宮（井上内親王）・桓武後宮（藤原乙牟漏）・嵯峨後宮（橘嘉智子）・淳和後宮（正子内親王）の四例である。（贈皇后を除く。）この四例の立后の特徴として、全員に立后当時、所生皇子があることを挙げたが、井上内親王（後の平城帝）は乙牟漏立后の翌年、乙牟漏所生の安殿親王（後の仁明帝）は乙牟漏立后の二年後と、それぞれ生母の立后後近い時点で立太子している。橘嘉智子所生の正良親王（後の仁明帝）は、嘉智子立后の八年後、当時東宮であつた淳和帝が即位した直後に立太子して、正子内親王所生の恒貞親王も内親王立后の六年後、当時東宮であつた仁明帝の即位直後に立太子している。生母の立后の時期との比較において正良親王・恒貞親王の立太子が、他戸親王・安殿親王と比べ遅いのは、生母立后当時、東宮がすでにいたためであり、東宮が即位して立太子できる状態になり次第立太子している。以上より、第一期の立后は、所生皇子の立太子の階段としての性格の強いものであり、そのため、立后できるのは男子出生者に限られたと考えられるのである。

① このことは、以下の二点からも裏付けられよう。
① 桓武後宮に血筋の良い酒人内親王（令の規定において、立后者は皇后あるいはそれに準ずる者とされておると考えられる。）がいたにもかかわらず、臣下である藤原乙牟漏が立后している。
② 平城後宮に血筋の良い朝原内親王や大宅内親王がいるにもかかわらず、誰も立后していない。
③ 藤原光明子ただ一例である。光仁朝以前の立后者はほとんど宮の内親王及びそれに準ずる者であり、臣下の立后は聖武後宮の内親王及びそれに準ずる者が一人もいないという条件下

で、強大な後見力をもとに半ば強引に行なわれたものであり、この例により臣下の立后が正当なものとして認識されるようになったとは考え難い。つまり、光明子の立后を前例として臣下の立后を行うことが可能な状態になったとは言え、内親王及びそれに準ずる者が立后すべきとの認識があつたと思われる。このような状況のもとで、内親王が後宮にいるにもかかわらず（しかも、酒人内親王は桓武帝に優る血筋を持つており、傍系である光仁天皇系の桓武帝の正統性を強調する下には、酒人内親王の立后は望ましかつたと思われる。）臣下の藤原乙牟漏が立后している。これは、酒人内親王に所生皇子がなく、立后資格がなかつたためと考えるのが妥当なのではないだろうか。

② ①と同様、平城後宮の朝原内親王や大宅内親王に所生皇子がなく、立后資格がなかつたためだと思われる。なお、平城後宮には男子出生者である伊勢継子・葛井藤子・紀魚員がいたが、彼女らは従四位下、五位下であり、その皇妃の別は明らかではないものの位階から考えて女御あるいはそれ以下（例えば更衣）。ただし更衣の初例は嵯峨後宮である。（に相当すると思われる。第一期の立后者が立后前は妃・夫人であつたことを考えると、彼女らの所生の皇子は立太子に不相当と判断され、そのため彼女らは立后できず、平城朝は立后がなかつたものと考えられる。）

この二点からも、第一期の立后の必須条件が、男子出生者であることであつたと考えられる。なお、第一章で「光仁後宮から淳和後宮までの立后者四名は、それ程大きな後見力を持たない。」としたが、これはその後の立后に比較した場合、正統性の高い方（内親王など）若しくは後見力の大きい方が立后している。なお、立后可能なキサキは第一期では妃・夫人、第三期以降は妃・女御となつては

の高位者が立后可能であったという意味であり、(第三期以降は夫人の例がない。)これは、平安時代全般を通じて変化してはいない。

(二) 第二期の立后に関する考察

第二期の仁明朝から宇多朝にかけては、立后は一例もない。当時の立后条件である「男子出生者であること」を満たすものがいなかったためなのである。それとも他の要因があったのこともたろうか。以下、考察を進めていきたいと思います。

第二期の後宮のうち、前半の仁明後宮・文徳後宮・清和後宮には、非常に大きな後見力を持つ男子出生者があり、(仁明後宮—藤原順子、文徳後宮—藤原明子、清和後宮—藤原高子)それぞれ所生皇子は後に即位している。また、陽成後宮・光孝後宮・宇多後宮には、藤原順子等ほどの後見力を持たないものの、男子出生者であり、皇妃の別についても立后可能な女性がいた。(当時立后可能であったのは、妃(内親王のみ)か、女御であり光孝後宮・宇多後宮には男子出生者である女御が存在した。また、陽成後宮については、皇妃の別が明らかではないもの、その位階から考えて女御に相当したと思われる男子出生者がいた。なお、当時の後宮においては「夫人」の例が途絶えており、「女御」は立后前の臣下出身の女性に与えられる最高の身位であった。)

このように、立后可能な者が後宮にいたにもかかわらず承和の変により、当時皇太子であった恒貞親王(父故淳和上皇・母皇太后正子内親王)が廃され、仁明皇子(父藤原順子所生の道康親王(後の文徳帝)が立太子したので藤原三守没後、仁明後宮において最も後見力の大きかった藤原

が立后していなかった要因として、以下の二点が考えられる。

① 立后に伴うリスクを避けるため

② 良房が承和の変を画策していたため

まず①であるが、三守没後の仁明後宮に順子よりも後見力で勝つてゐる男子出生者はいなかった。また、男子出生者でなくとも、順子以上の後見力を持つ女御はいなかった。そのため順子には立后を急ぐ必要がなかったものと思われる。立后にはリスクが伴う。そのことは、宝龜三年(七七二)、母井上内親王の事件を理由として他戸親王が廃太子された事件からも明らかである。所生皇子の立太子が近い状態ならまだしも、当時は恒貞親王が立太子しており、順子所生の道康親王の立太子は不可能だった。(同様の状況にありながら嵯峨後宮では橘嘉智子が、淳和後宮では正子内親王が立后しているが、嘉智子の場合、淳和後宮には藤原緒夏がおり、緒夏が皇子を生んで立后可能な状態になる前に嘉智子が立后しなければ、嘉智子の立后が難しくなる。予想されたためだと思われる。また、正子内親王の場合、正子内親王の立后前、淳和天皇即位直後に故東宮妃高津内親王に皇弟が追贈されており、高津内親王所生の恒世親王よりも正子内親王所生の恒貞親王の立太子を有利にするために、正子内親王の立后が必要だったためと思われる。なお、高津内親王は淳和帝の異母妹、正子内親王の父の嵯峨上皇の同母妹であり、正子内親王に後見力では劣っていないかった。)また、当時は嵯峨系と淳和系が繰り返して太子・即位している状態にあったと見えて、恒貞親王の後見力の大きさをや血筋の良さから、恒貞親王が直系と見なされておいたため、順子の説のように、仁明が自己なかつたのか、認識していたため、順子の立后をあえて行わなかつたのか、もしも認めない。しかし、良房は恒貞親王のもとに女子を入内させたい。このことから、良房が順子の立后を行わせないというところの要因としては、前述の2点が考えられるのでは

が立太子するというのは、天武帝の皇孫、輕皇子（後の文武帝）の立太子以来、二百二十六年ぶりのことである。この輕皇子の立太子も慶頼王の立太子と状況は同様であり、父である皇太子草壁親王の死を受けてのものであった。當時、草壁親王には兄弟はおらず、立太子にふさわしい天武皇子は幾人もいたのであるが、祖母持統帝の意思により輕皇子が立太子した。これを可能にした要因の一つに、輕皇子の正統性が強かったことが挙げられよう。輕皇子は天皇を祖父に持ち、内親王である時の帝を祖母に持ち、内親王を母にもつていたのである。しかし輕皇子は慶頼王とは異なり、天皇を祖父に持ち、内親王である時の帝を祖母に持ち、同じく内親王を母に持っている。この輕皇子に比べると、慶頼王の立太子は難しい。

それを補ったのが、祖母穩子の立后であった。穩子は慶頼王の立太子のわずか三日前に立后している。これにより慶頼王の正統性を強調したものと考えられる。また、穩子は当時懐妊しており、やがて生まれる子が男子であった場合にはその子を立太子させるための布石としての意味も持つていたのかもしれない。この穩子の立后は、慶頼王立太子につながらず、慶頼王が東宮で没した後の寛明親王（慶頼王立太子の四ヶ月後に生まれた。）の立太子にもつながるものとなった。

なお、穩子の立后は、孫の慶頼王の祖母としてのものであり、その意味では、男子出生者が立后するという、第一期の立后と同様の性質を持ったものであると考えられる。

〔四〕 第四期の立后に関する考察

第四期は、朱雀・村上朝である。この第四期には、先代の穩子の立后から、立后による正統性の強調や後見力の増大という考え方が生じていたと思われる。その点が第三期（穩子立后以前）とは異なる。しかし、ここでも立后の必須条

件は男子出生者であることだった。朱雀後宮には、所生皇子のある女子がいなかった。立后は行われなかった。村上皇子で立太子したのは、藤原安子所生の憲平親王である。当時、安子は立后していなかったが、安子の立后の一年半後に安子の父であり憲平皇子の後見者であった師輔が没していることから、師輔亡き後の憲平親王の後見力を増大させるための立后であったと考える。

〔五〕 第五期の立后に関する考察

第五期の立后は、冷泉後宮（昌子内親王）、円融後宮（藤原皇子・藤原遵子）、一条後宮（藤原定子・藤原彰子）、三条後宮（藤原妍子・藤原成子）、後一条後宮（藤原成子）後朱雀後宮（禎子内親王・藤原嫡子）、後冷泉後宮（皇子内親王・藤原寛子・藤原敏子）後三条後宮（馨子内親王）の十四例である。

この第五期の立后には、それ以前にない幾つの特徴が見られる。

- ① 男子出生者でなくても立后可能になった。
 - ② ①より、立后できる状態になり次第立后するようになった。
 - ③ 「皇后四人例」の新例が開かれた。
 - ④ 「一帝二后」の新例が開かれた。
- このうち①・②は、冷泉朝から見られる特徴であり、③・④は一条朝に見られる。まずそれ以前数百年に渡って守られてきた、「男子出生者のみ立后可能」という原則が破られた冷泉後宮の立后事情について考察したい。

〔一〕 冷泉後宮における立后

冷泉後宮の昌子内親王の立后には、それ以前にない二つの特異性がある。

1 所生皇子なき立后である。

このような異例の立后がなされた要因の一つとして、昌子内親王自身の持つ意味というものが大きく関係していたと考えられる。

昌子内親王は、朱雀帝と女御熙子女王（保明親女王）とを両親としていたが、二人とも昌子内親王が幼い時に没しており、伯父の村上帝に養育されたという。この後、村の婿を村上帝は自分の娘以上に気に掛けており、そのため、自分の存命中に皇子であり皇太子である憲平親王のもとに入内させたと考えられる。

村上帝の崩御を受けて憲平親王は即位したのであるが、それ以前に昌子内親王が立后したというのは、村上帝が、自分の死により後ろ楯をなくす昌子内親王の行く末を思いやったためだと思われる。ここで意味を持つてくるのが、それ以前は「男子出生者のみ立后可能であった。」ということである。

立后は男子出生者に限られていたため、皇后所生皇子の立太子・即位は確実なものであった。立后することにより、その所生皇子の地位は他の皇子よりも数段優れたものとなった。そのことを、逆に利用しようとしたのが昌子内親王の立后ではないだろうか。

もともと皇后とは内親王がそれに準ずる者が立つものであったが、当時は立后の後見力の有無に大きく影響されていた。当時、憲平親王の後宮には、昌子内親王の他に大納言伊尹女懐子が入内していた。また、兼家女超子の入内も予想されていたと思われている。昌子内親王以外の女子に皇太子誕生した場合に昌子内親王の立后は不可能になるのは、確実であるし、三人全員に皇子が誕生した場合には、後見力の最も小さい昌子内親王が立后するのは非常に難しくなる。このことを考慮した村上帝が、そうなる前に昌子内親王の立后を、将来生まれるであろう皇子の立太子に備え

たものと考えられるのである。

強引なものである。他の有力貴族が反対したら、村上帝一人では成し得なかつたと思われる。そこで考えたいのが、当時の状況である。

当時憲平親王の後宮にいたのは伊尹女懐子であり、入内が予想されていたのが兼家女超子である。伊尹も兼家も師輔系の系統の方が権勢が勝っていることにあせりを感じていたと思われる。懐子・超子のいずれが立后しても、榮えるのは師輔系である。そのため、それを阻止する方法として、前述のとおり、昌子内親王には特別な後ろ楯がない。つまり昌子内親王が立后し、その子が立太子したところで、政治的に優位に立つ人物はいないのである。このようにことを考慮すると、この立后は実頼にも都合が良く、反対したとは考えられない。

また、当時右大臣であった源高明にとつて、昌子内親王は姪にあたる。高明にとつても昌子内親王の立后は都合が良かったと考えられるのである。

以上のような状況下で、所生皇子がない昌子内親王の異例の立后が行われた。なお、この方法はその後、有力貴族によつて踏襲されていくこととなる。

(二) 冷泉朝以降の立后について

冷泉朝以降の第五期の立后においては、後見力、父兄弟の廟堂でのポジション、国母や皇太后等といった後宮における発言力を持つ人々との関係が重要になってきた。また、男子出生者のみ立后可能であるという原則がなくなつたため、立后できるだけの後ろ楯を持つ女子しか立后できなくなつた。立后をねらえる女子が減少したため入内者の減少を

導いた。つまり、強力な後る楯を持つ女子所生の皇子しか立太子・即位ができなくなつたのであり、このことが、権力者の女子による立后の独占へとつながつたと考えられる。また入内者の減少により、それ以前に比べると急激と言つても良いほどの皇子の減少が起こつた。また、冷泉後宮で立后した昌子内親王にはその後も皇子が生まれず、皇后に所生皇子がないという初めての事態となつた。この結果、立太子の前段階としての立后という性格に変化が生じたと考えられる。

続いて、「皇后四人例」「一帝二后」の新例が開かれたことについて、これらはいずれも一条朝において行われている。このことは、「一条朝における摂関の権力の大きさを物語っている。この「権力の大きさ」とは、時の摂関と一条帝との血縁関係に基づくものであり、一条帝の生母詮子が健在であつたことが大きく影響している。

このように、詮子は後宮において絶大な発言力を持つていたのであるが、詮子は皇后ではない。詮子の発言力は、天皇の生母であることに依つていゝ。所生皇子を持つキサキ以外の立后が可能になつたことにより、所生皇子の不在が皇后が生じた。それまでの皇后の後宮での発言力は、その所生皇子が皇太子、あるいは天皇、上皇であることに依るところが大きかつたと思われる。皇太子、天皇の生母の後宮での発言力の大きさはその後もかわらず、ここにおいて、円融皇后よりも一条生母の方が後宮での発言力が大きくなるという状況をもたらしたのである。なお、詮子の発言力の大きさが、その父、兄弟が摂関であるということにも依つていゝのは周知のとおりである。

三 内親王入内の持つ意味の変遷について

上記のように、立后の持つ意味は平安時代を通じて変化したのであるが、それに伴い内親王入内の意味も変化した

ものと考えられる。立后の持つ意味の変遷を踏まえながら、内親王入内の変遷について考察していきたい。

光仁後宮から後三条後宮までの内親王の入内は、その性格によつて次の3つに大別することができる。

- I 八〇九世紀（光仁・淳和朝）における内親王入内
- II 九世紀後半〜十世紀（醍醐・円融朝）における内親王入内
- III 頼通摂関期（後朱雀〜後三条朝）における内親王入内

このうち第I期は、立后が立太子の全段階としての性格を持つていた時期である。第II期は立后の持つ意味が変化していく時期にあたり、第III期は立后が立太子の全段階としての性格を持たなくなつた時期に該当する。このような立后の持つ意味の変遷に伴い、内親王入内の性格はどのように変化していったのだろうか。

〔一〕 八〇九世紀における内親王入内

八〇九世紀にかけての光仁・桓武・平城・嵯峨・淳和の後宮には、連続して以下の七内親王が入内している。

- 光仁後宮―井上内親王（異母妹）
- 桓武後宮―酒人内親王（異母妹）
- 平城後宮―朝原内親王（異母妹）
- 嵯峨後宮―高津内親王（異母妹）
- 正子内親王
- 淳和後宮―高志内親王（異母妹）

このように、内親王がどの後宮にも入内していること、要因の一つとして、内親王が入内するということに関する認識が挙げられる。聖武朝以前は令で定められたとおり、立后するのは内親王もしくはそれに準ずる女王であるという

認識があつた。これは、聖武朝において臣下の女子が立后
した後も変わらず意識されてきたことと思われる。つまり、
第一期においては、入内可能な内親王があれば入内すべき
との認識があつたのではないかと思われるのである。入内し
た内親王のうち、井上内親王は聖武皇女であり、酒人内親
王は聖武の孫、朝原内親王は聖武の曾孫である。〔聖武帝
―井上内親王―酒人内親王―朝原内親王〕
一方、光仁帝は天智皇子の施基皇子の子であり、当時直
系と認識されていた聖武帝とは血縁的に遠い関係にあつた。
その光仁が即位したのは、河内祥輔氏が『古代政治史にお
ける天皇制の論理』において述べられておられるように、聖武
皇女の井上内親王が嫁していたためと考えられる。つまり、
これらの聖武系の内親王の内が連続するのは、女系によ
る聖武系の皇統継続（安積親王の死により男系による皇統
継続は不可能となつていた。）であつたと考えられるので
ある。（これは五世紀の欽明・敏達・用明後宮への仁賢系
皇女の入内と酷似している。）なお、平城朝以降、聖武系
以外の内親王の入内が続くのは、聖武系の内親王がいなく
なつたためであり、内親王を母に持たない平城・嵯峨・淳
和らの正統性強化の目的もあつたことかと思われる。
淳和後宮に二内親王が入内したのを最後に、約百年間内
親王の入内は見られない。（陽成後宮の綏子内親王は天皇
讓位後の入内と考えられる。）これは、左大臣がほぼ常時
置かれるようになるのと重なつて、内親王の入内は容認
後宮政策により権力を強化していく藤原氏にとつては容認
しがたいものであり、内親王入内を阻止しようだけの権力
を持つ公卿の出現に伴い行われにくくなつたと考えられる。

（二）九世紀後半―十世紀における内親王入内

この期間の内親王の入内は、醍醐後宮への為子内親王
（醍醐帝の叔母）の入内、冷泉後宮への昌子内親王（冷泉
帝の従姉妹）の入内、円融後宮への尊子内親王（円融帝の
姪）の入内の三例である。このうち為子内親王・昌子内親
王の入内は、後見者である上皇や皇太后夫人などの意による
入内と考えられる。（二内親王の立后は摂関のいない時期
にあつて考えられる。）また、内親王の父や兄が上皇であつた
時期でもあり、内親王入内が比較的容易であつたと考えら
れる。なお、立太子の全段階としての意味を持たない立后
は冷泉後宮の昌子内親王の立后は立太子の前段階としてのも
・昌子内親王の入内時は立后は立太子の前段階としてのも
のであり、所生皇子を持つキサキのみ可能であつた。
一方、尊子内親王の入内時には、円融後宮にはすでに大
きな後見力を持つ藤原遵子と藤原詮子が入内しており、尊
子内親王の入内二年後におこつた立后問題の際には、尊子
内親王はその候補として見られてはいない。当時は立后
は立太子の前段階としてのものでなく、所生皇子の立后
キサキも立后可能となつていたが、尊子内親王の入内は、
立后を目的としたものではなかつたと考えられる。

（三）頼通摂関期における内親王入内

頼通摂関期も所生皇子の立后してある時期
である。摂関にとつて最も都合の良い条件にあるこの時期
に、摂関にとつては望ましくないとされる内親王の入内
が続いている。後朱雀後宮の禎子内親王（後一条帝の母方
の従姉妹、父方ではふた従姉妹）、後冷泉後宮の章子内親
王（後冷泉帝の従姉妹）、後三条後宮の馨子内親王（後三
条帝の従姉妹）である。しかもこれら三内親王はいずれも
立后してゐる。
摂関にとつて内親王の入内は望ましくなく、その点が摂
関たちを外戚に持たないためである。しかし、その点が摂

